

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1. 会社の概要

(1) 関東自動車(株)

沿革

大正13年(1924年) 創業(合資会社関東自動車商会設立)

昭和2年(1927年) 関東自動車(株)設立

資本金・株式

イ) 資本金 3億円

ロ) 発行済株式総数 600万株

ハ) 主要株主(議決権比率)(平成16年10月末日現在)

保坂正雄	16.51 %
------	---------

保坂正次	10.65 %
------	---------

本社・事業所等

イ) 本社

栃木県宇都宮市駅前通り3丁目2番5号

ロ) 事業所等

宇都宮営業所(栃木県宇都宮市)

築瀬営業所(栃木県宇都宮市)

駒生営業所(栃木県宇都宮市)

県南営業所(栃木県小山市)

佐野営業所(栃木県佐野市)

鹿沼営業所(栃木県鹿沼市)

経営者

代表取締役社長 保坂正次

従業員の状況(平成16年10月末日現在)

従業員数 601名

(2) 関東自動車株の子会社企業

関東自動車整備株(自動車整備事業等)

関東バス総合サービス株(特定代替バス事業等)

ケイ・テイ・バス株(不動産賃貸事業)

株関東バス旅行社(旅行代理店事業)

那須ホテル株(ホテル事業)

2. 事業の概要

一般路線バス事業(一般路線バス・高速長距離バス)、観光事業(旅行代理店事業・貸切バス事業等)、自動車整備事業、ホテル事業、及び不動産賃貸事業等を営んでおり、栃木県の一般路線バス市場において約 70%のシェア(輸送人員ベース)を有するとともに貸切バスの保有台数も県内最多である同県内最大手のバス事業者である。

3. 財務内容(平成 16 年 3 月期)(関東自動車株)

売上高:	5,558 百万円
営業損失:	93 百万円
経常損失:	215 百万円
当期損失:	298 百万円
借入金総額:	12,599 百万円

4. 主要債権者

足利銀行ほか

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、一般路線バス事業において自家用車の普及等を原因として昭和 40 年代半ばから市場全体が縮小し続け、また、貸切バス事業における規制緩和がなされた状況下において、事業の転換や適正な費用構造構築等の有効な施策の実行の遅れにより、抱える有利子負債を返済するのに十分な収益を上げることができずに窮境に陥っていた。

このような状況のもと、対象事業者及びメイン銀行は、過剰な有利子負債を解消するとともに、事業の見直しを行い事業の再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1. 事業計画

事業の選択と集中

市場性、競争優位性、収益メカニズムと将来の収益改善可能性を総合的に勘案し、一般路線バス事業(一般路線バス・高速長距離バス)、観光事業(旅行代理店事業・貸切バス事業等)、及び自動車整備事業を存続事業(コア事業)と位置付け、競争力を強化する。一方で、コア事業と関連性の薄いホテル事業、不動産賃貸事業等については撤退する。

営業力・商品企画力の強化

一般路線バス事業は輸送の実態に合致した路線の実現や効率的運営に取り組む。観光事業と自動車整備事業は現有の経営資源を活かして組織的な営業力と商品企画力の強化を行なう。

人事制度改訂

事業再生計画作成の過程で労働組合の協力も得て新しい労働条件の枠組みが整った。今後は会社の業績や個人への評価が報酬に反映される人事制度導入を計画する。同時に、研修体系や評価制度の改訂を行い、個々人の育成に努める。

費用構造の見直し

高い稼働の維持に努めると同時に、設備や人件費の変動費化など今までにない柔軟な体制作りに取り組んで限界利益率を高める。

設備や資材などの調達は市場の適正価格を実現するため、業者選定や発注スペック見直しなどに取り組む。

数値計画

平成 19 年 3 月期において、連結営業利益約 6 億円を見込む。

2. 企業組織再編等

後述の減資の後に、栃木地域の企業の再生支援等を行うべく設立された株式会社とちぎインベストメントパートナーズが運営する「とちぎ地域企業再生ファンド」(匿名組合営業者:有限会社とちぎフレンドリーキャピタル)」と産業再生機構とが協調して計3億円の関東自動車(株)に対する出資及び同社発行の新株予約権付社債の引受を行い、資本の充実を図る。

撤退事業を営む会社は売却・清算等し、一部撤退事業を営む会社は関東自動車(株)にコア事業を譲渡した上で売却・清算等する。

3. 金融支援の概要

金融機関等に対し、90億円の金融支援(債権放棄及びDES)を依頼する。

第4 支援基準適合性

1. 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本利益率が2%ポイント以上、及び、有形固定資産回転率が5%以上、それぞれ向上することとなる。

2. 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることとなる。

3. 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回るものと見込まれる。

4. 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の遂行により、対象事業者においては、金利負担能力に問題を生じない。また、本事業再生計画の遂行により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率が、同業他企業と比較し遜色のないものとなることから、3年以内のリファイナンス等の可能性が十分に認められる。

5. 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画は、バス事業等の供給能力を増加するものではないことから、

産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条の「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6. 労働組合との協議の状況

労働条件の再構成について関東自動車株の労働組合である関東自動車労働組合の了承を得ている。また、事業再生計画全体については今後協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

代表取締役社長以下の取締役は全員退任し、退職慰労金の受領を辞退するとともに、その保有する株式及び代表取締役社長一族の保有する株式等について、無償で 100%消却する。

第6 株主の責任

既存株主保有株式の 99%につき減資を行い、また、有限会社とちぎフレンドリーキャピタル及び産業再生機構に対する第三者割当増資により、既存株主の割合的地位を減少させる。

以 上